

仕 様 書

1 業務件名

海上自衛隊下総航空基地における厚生施設（食堂又は売店等）の設置及び経営

2 業務内容

厚生施設（食堂又は売店等）の設置及び経営

3 相手方の決定

本業務を行う者については、海上自衛隊下総航空基地隊司令（以下、「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

（1）本業務を行う者は、食堂又は売店等の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。

（2）国有財産の使用許可は、北関東防衛局長（以下、「乙」という。）が行う。

（3）次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。

ア 国有財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）が許可条件に違反したとき。

イ 丙が自己都合による業務の解除をするとき。

ウ 国において使用物件を必要とするとき。

エ 丙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

オ 丙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

カ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

キ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

ク 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

ケ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員及び上記オからクまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

（4）使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し、返還すること。

ただし、継続した場合は、この限りではない。また、この場合、丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

5 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

6 国有財産使用料

丙は、乙に食堂又は売店等の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。
国有財産使用料は、後日通知する。

なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納することとし、期日までに納金しなかった場合は、延滞金が発生するものとする。

7 使用許可期間

令和8年10月1日～令和12年3月31日

ただし、丙の申し出により甲及び乙が必要と判断した場合には、一度に限り5年以内の期間で更新することができる。なお、業務の開始及び終了の時期については、施設の状況等により変更する場合がある。

※ 設置、撤去等に要する期間は使用許可期間に含む。

8 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

9 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

10 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において食堂又は売店を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従事員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関することなど、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- (3) 丙の従事者は、日本国籍を有する者とし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。
- (4) 丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。

11 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

12 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員(以下、「甲等」という。)の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報(書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切)の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

13 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

14 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、3ヶ月前までに甲に申請し、甲の指示に従い解除することができる。この際、丙は残期間に相当する使用料及び使用物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。

また、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立を行う者は、当該手続開始前に解除を申出ること。

15 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、甲等の指示に従うこと。
- (3) 食堂又は売店等の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、甲等の指示に従うこと。
- (4) 丙は、本業務に要する光熱水料のほか、利用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (5) 販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、甲等の指示に可能な限り従うものとする。
- (6) 丙は、営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、営業許可を取得した後、販売すること。
- (7) 丙は、商品の瑕疵等について、利用者又は関係職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。

- (8) 丙は、毎日、設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (9) 丙は、売上金額を翌月10日までに、また、会計年度における本業務に関する収支計算書を翌年5月末日までに甲等に提出すること。
- (10) 丙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写し））など、甲が必要と判断した書類の提出を求められた場合には、甲等に提出しなければならない。
- (11) 丙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。
- (12) 丙は、本仕様書に記載されている遵守項目に違反した場合及び故意の過失により、甲、乙又は利用者に被害が発生した場合は、直ちに業務を取り消すとともに、次回以降、業務に従事できない場合がある。
- (13) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲等及び丙の間で協議する。

16 仕様の細部

各店舗の仕様の細部は、業種別番号1～8のとおり。
なお、部屋番号は別図のとおり。

17 情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、同法律第5条第2号に該当する情報を除き開示するものとする。

18 その他

この公募に応募がなかった場合には、原則として防衛省共済組合が公募を行う。

部屋番号 2

- 1 募集業種
食堂兼居酒屋
- 2 設置場所
厚生センター内（部屋番号：2）
- 3 国有財産使用許可面積
383.0㎡
- 4 営業日、営業時間等
 - (1) 営業日
原則として、土日祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日とし、それ以外は任意又は別途協議する。
 - (2) 営業時間
原則として、11時00分～22時00分までの間とする。
- 5 販売品目
食事（16時45分～22時00分は、アルコール提供可）
- 6 その他の営業条件
 - (1) セルフサービス方式又はフルサービス方式
 - (2) ニーズに合った商品、価格、サービスを提供するよう努めること。
 - (3) 国の行事又は緊急時の際に、飲食スペースを国が使用する場合は別途協議する。
 - (4) 東西に厨房エリアが2箇所あるが、東側については、厨房内排水施設使用不可

業種別番号 7

1 募集業種

喫茶店（ファストフード含む）

2 設置場所

厚生センター内（部屋番号：7）

3 国有財産使用許可面積

86.52㎡

4 営業日、営業時間等

（1）営業日

原則として、土日祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日とし、それ以外は任意又は別途協議する。

（2）営業時間

原則として、10時30分～22時00分までとする。

5 販売品目

軽食類（16時00分～22時00分は、アルコール提供可）

6 その他の営業条件

（1）セルフサービス方式又はフルサービス方式

（2）ニーズに合った商品、価格、サービスを提供するよう努めること。

（3）国の行事又は緊急時の際に、飲食スペースを国が使用する場合は別途協議する。

業種別番号6

- 1 募集業種
物品販売店
- 2 設置場所
厚生センター内（部屋番号：6）
- 3 国有財産使用許可面積
45.33㎡
- 4 営業日、営業時間等
 - (1) 営業日
原則として、土日祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日とし、それ以外は任意又は別途協議する。
 - (2) 営業時間
原則として、11時30分～18時45分までとし、それ以外は任意又は別途協議する。
- 5 販売品目
自由（ただし、国の施設内で販売することに支障のないものとする）

食堂、売店等設置予定場所(部屋番号)



別 図

